**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和３年１月１９日（火曜日）１１：００～１１：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

緊急事態宣言下での教育活動について

まず緊急事態宣言下での教育活動ということで、昨年の12月、大阪モデルがレッドステージに移行したわけです。そして、府立学校における教育活動については、12月3日の新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、１教室40人の通常形態を継続してまいりました。

　この度、1月14日から2月7日までの間、緊急事態宣言が発出されるという新たな局面となりました。府教育庁としての考え方を改めて申し上げます。

　まず、10代の感染が増加し、府立学校での感染事例も連続して多数発生していますが、その一部を除いては、少数の生徒や教員の感染にとどまっているということがあります。

　次に、クラスターは複数件数発生していますが、いずれも部活動や校外での活動が要因となっていること。そして、クラスターとなっても、症状は軽症でおさまっていること、それ以上の感染拡大は見られないという状況にあるということです。

　また、社会全体から見ると、子どもたち自身の感染リスクや子どもたちが他に感染させるリスクが低いという知見が小児科学会や府の専門家から出されています。

こうした中で、学校教育活動を縮小・休止させることによる子どもたちへのマイナスの影響を鑑みた場合、可能な限り通常の学校教育活動を持続させることが重要であると考えています。こうしたことから、引き続き１教室40人で授業を行う通常形態を継続することとしております。

　一方で、集団行動を伴う活動については、一部制限を強化し、修学旅行や校外学習など、宿泊や府県間の移動を伴う活動については、中止または延期、そして部活動の練習試合や合同練習は禁止とします。

　また、市町村立学校や私立学校については、府立学校における教育活動の考え方に基づく対応を要請し、具体的な対応は設置者の判断により決定することとしています。これは１月12日の対策本部会議で考え方として申し上げました。

　ただ、その際に部活動について、12日の対策本部会議の場におきまして、知事そして健康医療部長からも発言ありましたが、クラスターが発生をしていると、部活動について特に注意深く対応しなくてはいけないということです。そのため、本日付で府立学校長に対しまして、府立学校におけるクラスター発生状況というのを取りまとめました。

この資料を見ていただきますと1ページ目は通知、2ページ目に府立学校におけるクラスター5名以上の発生状況ということで、1から7までこの学校名を特定できるようにはしておりませんが、できるだけエピソードを交えて、受け取った人たちが、こういうことでうつっているんだと、こういうことに気を付けなくちゃいけないんだなということが、できるだけ具体的にわかるように、感染が広がったと想定される要因というものを記載しています。

どのような場面で発生をしたかという、つまりエピソードを添えています。

加えて、注意喚起点といたしましては、1ページ目に戻っていただきまして、どのような活動においても、マスクを外すときは他者との身体的距離を確実に確保する。会話や発声を控える。部活動では近距離で大声を出してしまっているというのも、感染の原因になっているというふうに読み取れるということです。あるいは体育館等での活動においては、活動内容等を精選し、十分距離を空けて行うということ。そして、ドアや窓を広く開けて常時換気を行うということを書いています。こうしたことを改めて部活動を中心とした注意点、留意点として、学校に通知を本日発出するということです。

そして、ＱＡ方式で読み取っていただけるようにしてるんですが、3ページ目の9－2です。活動時間については通常通りと考えてよいかということで、対策本部会議の段階では、活動時間の制限を私自身もあまり行いたくなかったというのもありまして、制限はしていなかったんですが、活動時間については「部活動方針」というのがありまして、これは平日2時間程度、そして休日は4時間程度と言うことで部活のやりすぎを制御する目的で作った方針ですので2時間の時間というのはあるんですが、それぞれ半分程度つまり平日の1時間程度というふうに2時間を1時間にして、休日の4時間は2、3時間にして下さいということで短時間での活動をお願いするということにいたします。

資料には書いていないんですが、私からは子供たち自身に対しまして、「学校が通常通り授業を続けているから自分たちは大丈夫なんだ」と、あるいは「自分たちは絶対感染しないんだ」というふうな思い込みというのを止めていただきたいと思っています。

自身の感染防止対策ということは十分にやっていただくということとあわせて、周りの大人、特にご家庭にもおそらくいらっしゃると思いますが、高齢の方に対する感染リスクということへの配慮、気遣いというのをぜひ子供たち自身にお願いをしたいなというふうに考えています。

大阪府学校教育審議会について

　次に、昨日の教育委員会会議でご承認をいただきました大阪府学校教育審議会に対し、「今後の府立高校のあり方等について」の諮問を行い、夏ごろに「中間まとめ」、年内に答申ということで、そういうスケジュール感でやっていきたいと考えています。

　改めてになりますが、府立高校を取り巻く状況に対する認識を申し上げます。

・急激な少子化による社会構造の変化の中で、募集定員に充たない府立高校の増加や偏在化が進んでいるということがあります。

・そしていつも申し上げているんですが、「公平性」という観点からは、府立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒など、いわゆる「支援を要する生徒」が増加する一方で、府立高校の現場において必要な支援が十分に行き届いていないという状況にあります。

・一方、「卓越性」という観点からは、グローバルリーダーズハイスクールや英語教育などは高く評価されており、今後これらの成果が発展し、他の府立高校にも効果を波及させることが重要だということであります。

　・なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンライン教育の導入や、あるいは、これは全国的なことですが、学習指導要領の改訂など教育のあり方も変わりつつあるという状況にあります。

　府立高校がめざすものは、全体として「卓越性」と「公平性」の高い水準で両立させること、そして「多様性」を追求することであり、今回はそれらをさらに発展させるための具体的方策を検討することがねらいです。そのための審議会の設定をしているわけですが、委員の先生方には、教育の専門家のほか、社会福祉や学校ソーシャルワーク、ICTの専門家など、現在の府立学校を取り巻く課題について具体的なご審議をいただける先生方10名を選定させていただいたということです。

令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

　最後に、令和３年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について、昨日、マニュアルを作成し、各方面に通知いたしました。マニュアルに従い、感染症対策に万全を期して選抜を実施してまいります。報道各社の皆様には取り上げていただきまして、本当にありがとうございました。

　また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生徒たちに対しては、別室受験の設定、追試験の実施により、受験機会を確保します。また、追試験も受験できないということも想定はされますので、それは個別の事情に応じて可能な限り配慮を行うように指示をしています。

受験生の皆さんには、安心して試験に臨んでもらいたいと思います。日頃からしっかりと体調管理をし、試験当日に存分に実力を発揮できるよう、頑張ってほしいと思います。健闘を祈ります。

【質疑応答】

（記者）朝日新聞です。

今日付けで出された通知とＱＡに関連して伺います。部活動の時間についてなんですけれども、対策本部会議のときに出された資料にはその時間について書かれてなかったじゃないですか。これは改めて対策本部会議を通すような形になるんですか。それとも実務的にもＱＡの中でその努力規定としてお願いする形なんですか。

＜教職員人事課＞お答えから申し上げますと後者です。対策会議を受けた後の通知というのはできるだけ短時間でやって下さいということが書かれています。

その短時間の解釈として、今申し上げた、平日1時間、休日2、3時間程度というのを括弧書きで書いているということですので、これは実務的な対応ということで進めたいと思っています。

（記者）もう1点細かいところなので課長の方がいいかもしれないですが、発生状況の1から7のだいたいの時期をお聞きすることは可能ですか。

＜保健体育課＞保健体育課の方から答えさせていただきます。

発生時期といいますか、休業している期間ということで答えさせていただいてよろしいでしょうか。

Ａ校については12月の15日から17日。

Ｂ校につきましては12月の29日から1月の3日まで。

Ｃ校については1月の14日から、まだ後ろは未定です。

Ｄ校につきましては11月の29日から12月の3日。

Ｅ校につきましては12月の1日から9日。

Ｆ校につきましては、1月の8日から11日。

Ｇ校につきましては12月の29日から1月4日。

その間、休業といたしております。

（記者）ありがとうございます。それぞれの人数、5名以上がクラスターの定義になってますけど、人数もあわせてお聞きすることできますか。

＜教職員人事課＞Ａ校につきましては6名。

Ｂ校につきましては10名。

Ｃ校は現在まだ調査中ということになっております。

Ｄ校につきましては23名。

Ｅ校につきましては14名。

Ｆ校につきましては7名。

Ｇ校も同じく7名です。

（記者）毎日新聞です。

新型コロナに関してなんですけども、現時点では緊急事態宣言が出ている中でも、分散登校や、短縮授業などは実施しないという方針ですけれども、今後、感染状況が若年層に広がっていくようなことがあれば、そういうことも視野に入ってくるんでしょうか。

＜教育長＞それは子供たちの安全、保護者の安心ということを一番最初に考えなくてはいけませんので、子どもたち自身の感染状況が今のような状況じゃなくなって、子供たちもどんどん感染していく、そして重症化していくというようなことになれば、当然、次の措置として休業ということもあり得ると考えています。

（記者）府立高校のあり方についての学教審への諮問なんですけども、審議会の開催が平成20年6月以来ということで、12年ぶりだと思うんですけども、この間教育行政基本条例というのが制定されて、教育行政における首長の権限が強まってきたという情勢があるかと思います。審議会の諮問はその教育委員会として、政策の手綱を改めて自らの手に戻しにかかっているというような見方も一定できるかなと思うんですけども、久しぶりに諮問するということの意義については、教育長はどのようにお考えでしょうか。

＜教育長＞大阪の教育力の向上、大阪の学校力の向上ということで、諮問をして答申いただいたのを最後に、学校教育審議会は開かれていないというのは事実です。ただ、審議会と行政との関わり方というのは、私は、その時代に応じて変わっていくべきものだと思っています。

かつての審議会では、私も担当参事でありましたし、他の部でも審議会を担当していましたが、やはりかつては経済界代表でありますとか、労働団体代表でありますとか、いろんな各種団体の代表が集まって審議をするというので、そこで行われている審議というのは、ある程度、方向付けをしていくものでありますけども、専門的な立場からの議論を喧々諤々とするというイメージはなかったです。

今回の審議会のメンバーは、先ほど申し上げましたように、かなり専門性の高い方々で、実務的なこともよくわかっていらっしゃる方に、私としては府立高校の公平性を追求するための具体的方策、卓越性を追求するための具体的方策を、私どもとしても考えていただきたいという趣旨なので、審議会の有り様としてはどちらかというとかなりエッジの効いたというか、専門性の高い方々が、具体的な方策を検討する場だと、もちろん私たちもそこに入っていくというイメージで考えています。

（記者）ありがとうございます。関連してなんですけども、学校基本条例で府立学校が3年連続で志願者が定員割れした場合に再編整備の対象となるという規定がありますけれども、この規定とその府立学校のあり方というのは無縁ではないかと思うんですが、この規定自体を議論するような場にはなっていくんでしょうか。

＜教育総務企画課＞その規定自体を議論するということを想定はしていません。

その規定のもとであっても、府立高校として、それぞれの学校が役割を果たせるようにしていく。持続可能なようにしていく、そのための方策を打ち出していきたいと考えていますので、規定自体は、これは前も申し上げたかもしれませんが、府立学校条例の成立した経緯というのも私自身は、ちょっと違う立場でおりましたが、よく存じ上げています。

やはりいろんな政治的な会派からの提案ということもあった上で、理事者と喧々諤々の議論をした上で、理事者が提案したというこの3年ルールというのは、一定その政治的な枠組みの中で方向づけられたものであるので、行政としては条例というものが成立した以上は、しっかりとそれを遵守し、そのもとで教育力の向上に努めるというのは、これは行政の筋だと思っていますので根本のところの3年ルールそのものを審議会で議論していただくということは考えていません。

（記者）分かりました。ありがとうございます。

（記者）日経新聞です。府立学校の教育活動について伺いたいんですが、1月12日の対策会議で分散登校等はしないけれども、不安により登校できない児童生徒は、引き続きオンライン学習の活用というのがあったと思うんですけど、その事例とかが上がってきていれば教えていただきたいと思っています。

不安でオンライン学習という生徒は実際にいらっしゃいますか。

＜教育長＞休業期間中、あるいは濃厚接触者、感染者本人ということで、自宅待機を余儀なくされる人に対して、オンラインでやっていると報告は聞いていますが、不安だから同じでも、それは教育委員会としては当然いいです。学校がそれを準備する必要があると私は思っていますので、ただそういう理由でオンラインで受けている子がいるかどうかは、私はまだ把握していないんですけど、ちゃんとわかりますか。

＜高等学校課＞不安によってオンラインを活用しているという事例は、具体的な事例としては聞いてはおりません。主には、濃厚接触者への学習保証という点で活用しているのが実態でございます。

（記者）わかりました。確認ですけど、何も症状がなくても、精神的に通うのが難しければオンラインっていうのは、できるっていうことですよね。

＜教育長＞そうです。

また、先ほどのご質問で3年ルールを審議会で議論をするのかというご質問がありましたけども、委員の先生方から聞かれれば、そのお答えをします。タブー視をしているわけじゃありませんので、議論の必要性があれば、その説明もいたしますので、そこを補足させていただきます。